

危機管理対策本部会議における決定（報告）事項

◆緊急事態宣言解除後（10/1以降）における公共施設の利用再開等について

施設名	利用再開（変更）日等	内容
若葉駅前出張所	10月1日（金）	○業務時間を通常化 ・9：00～17：30 木曜日は9：00～21：00
富士見市民センター	10月1日（金）	○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00） ・利用団体の制限
大橋市民センター		
西市民センター		
東市民センター		
南市民センター		
北市民センター		
脚折児童館	10月1日（金）	○一部基準を変更したうえで継続開館 ・入館制限を最大30名から50名に変更 ・入館人数制限内でのイベント実施可とする
上広谷児童館		
大橋児童館		
西児童館		
中央図書館	10月1日（金）	○一部時間を変更したうえで継続開館 ・開館時間 中央 9：00～19：00 分室 9：00～17：00 駅前 9：00～20：00 ※中央と駅前の開館時間を延長
図書館分室		
若葉駅前カウンター		
屋外体育施設	10月1日（金）	○これまでと同様の取り扱い ・運動公園ナイター設備（20：00まで）
屋内体育施設（海洋センター）	10月1日（金）	○利用制限を設けたうえで再開 ・利用時間（20：00まで）
学校体育施設	10月1日（金）	○緊急事態宣言解除前と同様の取り扱い ・20：00以降の利用、登録外の学校利用を停止
農業交流センター	10月1日（金）	○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00）
老人福祉センター	10月1日（金）	○利用制限を設けたうえで再開 ・風呂、施設貸出、サークル活動の制限等
女性センター	10月1日（金）	○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00）
市民活動推進センター	10月1日（金）	○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00）
運動公園・近隣公園	10月1日（金）	○これまでと同様の取り扱い
市内小中学校	9月27日（月）	○感染症対策を徹底しつつ、通常通りの教育活動を実施